

平成 3 0 年

第 1 0 回 農業委員会総会（月例会）議案

平成 3 0 年 9 月 7 日

前橋市農業委員会

平成30年 第10回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年9月7日 午後1時58分
- ・閉会日時 平成30年9月7日 午後4時27分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（21名）

1 番	下田 将文	2 番	市花 宏之	4 番	奥野 和子	5 番	松島 敏男
6 番	大島 俊典	7 番	田島 悦夫	8 番	星野 和幸	9 番	小堀 清
10 番	木村 謙	11 番	関根 由彦	12 番	澁澤 聖一	13 番	坂庭 常男
14 番	北爪 きよ子	15 番	青木 朱美	16 番	井上 隆	18 番	深町 富士雄
19 番	岡田 重雄	20 番	須田 一男	21 番	石村 利夫	23 番	関口 喜弘
24 番	堀越 恒弘						

・欠席委員（2名）

17 番 萩原 秀治郎 22 番 江原 弘

・遅刻委員（1名）

3 番 矢端 晴美（2時26分着席）

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純	副主幹 内田 貴美
副主幹 高山 幸治	主任 井上 一則	臨時職員 宮田 厚子	

・付議事件

- （1）議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （3）議案第47号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第49号 下限面積（別段の面積）の設定について
- （6）議案第50号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- （1）平成31年度市農業施策等に関する意見・要望の検討について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

青木局長	それでは、お揃いになりましたので、これより平成30年第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、17番 萩原 秀治郎委員、22番 江原 弘委員の2名であります。また、遅刻の通告者は、3番 矢端 晴美委員の1名であります。従いまして、在任委員24名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。
堀越会長 青木局長	◇（挨拶） 会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。
議 長	《堀越会長、議長に就任》 それでは、平成30年第10回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。11番 関根 由彦委員、12番 澁澤 聖一委員をお願いいたします。
深澤副主幹	それでは議事に入ります。議案第45号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。 ◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号2番、3番、4番、一般法人による新規参入で、解除条件付の賃貸借の契約。 整理番号5番、一般法人、解約条件付の賃貸借契約。 整理番号8番、9番、現在が解約条件付の一般法人として参入しているが、適格法人へ移行したいため、再申請。
議 長	以上、整理番号1番から10番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。 なお、整理番号2番、3番、4番については、面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
11番委員 （2班班長）	現地案内図3条の2～4をご覧下さい。申請地は、A町で、畑と田5筆、合計5,141㎡です。面接には、会社の社員1名が来られました。申請に至った経緯は現在行なっているインターネット事業が縮小傾向にあたるため、農業に参入したいとの事です。そのため本人自ら1年間富岡市で研修を受けたとの事です。農地は農業委員会の斡旋により、実家近くを借り受け、自宅から5km、車で15分の所から通う様です。 所有の農機は無く、軽トラック1台を所有しています。将来の計画としては、売上500万円を目標とし、農業従事者は1名で行なう予定です。今後栽培する、キュウリ、インゲン、ホウレン草に加えブロッコリー、ネギも作りたいとの事です。JAの組合員への希望は有り、認定農業者の申請はまだ考えていない様です。高い意欲も有り、調査班としては、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
18番委員 2班班長	整理番号2番から4番、契約期間3年間という事と、キュウリはすべて露地ですか？ 貸し人との話し合いの中で、5年ですと長いため、心配ですので3年にしたそうです。 野菜については、全て露地栽培です。
議 長	販売先は。
2班班長	販売先はこれからです。
15番委員	申請地が、15分ということで、自宅の住所の確認。

深澤副主幹 議 長	住所の回答。 その他ご意見等ございませんか。整理番号 1 番から 1 0 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 4 5 号・農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 1 0 番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 4 6 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 1 2 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番号 1 番から 1 2 番は農地法第 4 条第 6 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長 1 1 番委員	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 整理番号 1 0 番の申請人は、何年か前に B 町に営農型太陽光発電施設で許可を取った方ですか。
高山副主幹 1 1 番委員	はい、そうです。 他で、規模拡大で農転の許可を取り、自分の農地を太陽光発電施設に転用ですと、矛盾していると思いますが。
議 長 高山副主幹	営農型の面積はどのくらいですか。
議 長 高山副主幹	1 反弱です。
高山副主幹	現在、何を栽培していますか。
高山副主幹	ミョウガ栽培、家庭菜園を行なっています。遊休農地でしたが一種農地でしたので、一般太陽光施設では除外できず、営農型（賃貸）で転用しました。
議 長	暫時休憩とします （※休憩）
議 長	再開します。 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 1 2 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 4 6 号・農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 1 2 番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 4 7 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番から 3 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、申請理由を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
1 8 番委員	整理番号 2 番、変更目的、面積の確認。
高山副主任	説明。
1 3 番委員	整理番号 3 番、契約内容の確認。
高山副主幹	説明。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 3 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 4 7 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番から 3 番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 4 8 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請件数が多いた

高山副主幹

め、始めに、整理番号1番から36番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号1番、前回の総会にて、過去に転用許可を受けた資材置場の売却経緯が不明のため保留になった案件。

なお、整理番号1番から36番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号1番、4番、7番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

1 1 番委員
（2 班班長）

現地案内図5条の1をご覧ください。前回保留になりました案件です。保留の理由は平成29年10月16日、C町2筆の畑を5条転用（賃貸借）で露天資材置場として許可されていますが、平成30年3月6日地目変更後、平成30年4月6日に売買されており、短期間で処分された事の疑問を解くため面接を行いました。面接には代理人の行政書士が来られました。説明では到底納得が得られず、総会まで納得のできる返答を待つという結論になりました。翌日報告書が事務局に送られてきました。内容は、土地所有者より、C町の土地を買いいたい人が現れ売却したいので、他の土地を探して欲しいと相談があり、返却し、しかたなくD町1筆を5条許可申請したとの事です。調査班としては許可相当と判断いたしました。報告書の詳細は事務局の説明を求めます。

瀬戸補佐

報告書の内容について検討と、現地調査を行い、事務局としては許可相当と判断いたしました。

1 1 番委員
（2 班班長）

現地案内図を5条の4ご覧ください。申請地は、市立滝窪小学校金丸分校から南東へ約900mに位置し、北側は申請人の経営する工場、東側は田、南側は畑、西側は山林の小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請者は新潟県南蒲原郡に本社を置き、木材、建具の販売、住宅関連設備の販売をしており、関東、首都圏への出荷が増加し、昨年二棟の工場を新設したが、当初の計画より業務が増加しているため、資材置場、及び社員の駐車場が不足していますことから、申請地を賃貸借で露天資材置場と駐車場に使用します。面接には会社の代表者と代理人が来られました。会社の事業内容は、建築材料、木材の販売で、年商79億6千万円。今年は80億円、関連会社20億円の予定。車の所有台数は、トラック3台、従業員14名、申請地には、プレカットの資材、社員の駐車場とする予定です。土地造成は碎石を敷き、雨水は自然浸透、外灯、フェンスは付けません。周囲農地への影響も少ないと思われるため、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の7をご覧ください。申請地は、東側は宅地、北側、南側、西側は畑の集団農地の辺縁部に位置する第一種農地です。申請地は交通の利便性もよく、近隣に商業施設もあり、閑静な住宅地で、住環境のよいところから、お客様より住宅地としての希望も多いことから、申請に至った様です。面接には高崎西営業所の所長、代理人の行政書士が来られました。会社の事業内容は建売住宅販売、営業所は全国に100店舗、従業員1,800名、年間売上3,600億円、売上戸数10,400棟です。販売の残りはほとんど無いそうです。土地の造成は中央に道路を付け、北側は擁壁を造ります。土砂の埋め立て許可はすでにとって有るとの事です。汚水は各棟に浄化槽を付け、雨水とともに、南側100m位の水路まで、U字溝を敷設します、この事に関しては、南側農地の所有者、市の道路管理課との協議は出ています。周囲の農地への影響は少ないと思われることから調査班としては許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、

1 2 番委員	ご質問をお願いします。
瀬戸補佐	整理番号 4 番、社員 1 4 名ですが、土地利用計画図には社員用駐車場が 5 名分になっています、駐車場がたりないのでは。
議 長	現地を確認いたしました、実際には既存駐車場と記載されている所と違う場所に置いてあり、対応していると思われます。
1 0 番委員	その他、ご意見等ございませんか。
高山副主幹	整理番号 5 番、契約内容贈与となっていますが、詳細は。
議 長	譲受人は孫になります。
	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 3 6 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 4 8 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 6 番までを許可とすることに決定いたします。
高山副主幹	次に整理番号 3 7 番から 6 7 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）
	整理番号 5 6、書類不備（資金証明未提出）のため保留。
	なお、整理番号 3 7 番から 5 5 番、5 7 番から 6 7 番は、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号 3 7 番、5 1 番、5 2 番、5 9 番、6 5 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
1 1 番委員 （2 班班長）	現地案内図 5 条の 3 7 をご覧下さい。申請地は五代工業団地から東 250m に位置し、北側と東側は、雑種地、南側は畑、西側は太陽光発電施設のある小集団農地の辺縁部に位置する、第 2 種農地です。申請法人は太陽光発電事業を行っており、前橋市内では E 町 2 ヶ所の設備を所有しております。経営も順調なため、土地を探していたこと、申請地を譲って頂ける事になり、資金の都合もついたので申請しました。面接には申請人と行政書士が来られました。既存の太陽光発電施設は E 町 2 ヶ所、F 市 1 ヶ所所有そうです。11 万 KW を発電し 980 万円の売上げがあります。申請地の施設では、185W のパネル 649 枚、発電量 14 万 KW、売電単価 21 円、約 300 万円の売上を見込んでいます。施設の設置費用の回収に約 7 年、撤収費用約 280 万円見込んでいます。パネルメーカーはソーラーフロンティア、国産です。土地造成は行なわず、隣接地との確認対応は、済んでいる所と、今後の所もあります。草刈は年 3 回ほど行い、現在生えている芝を利用し、雨水は自然浸透とし、フェンスは、今生えています竹を使います。調査班としては、農地への影響は少ないと思われ許可相当と判断いたしました。 現地案内図 5 条の 5 1 をご覧下さい。申請地は市立粕川小学校から南南西約 1.4 k m に位置し、北側は宅地、東側、南側は畑、西側は宅地と畑の小集団農地の辺縁部に位置する第 2 種農地です。申請者は土木工事業を営んでおり、現在は妻の実家の庭先に資機材を置っていますが、住宅敷地の圧迫や管理の煩雑さから不便を感じ、専用の資材置場用地を切望しておりました。義父に相談したところ、申請地の土地を進められ、農振除外が認められたため申請いたしました。当日は、現地調査のみで、面接はありませんでした。調査班としては、周辺農地、営農状況、道路の確認をおこない、周囲農地への影響は少ないと思われ、許可相当と判断いたしました。 現地案内図 5 条の 5 2 をご覧下さい。申請地は市立桂萱小学校から北約 550m に位置し、北側は宅地、東側は畑、南側は道路を挟んで雑種地、西側は県道の小集団農地の辺縁部に

位置する、第2種農地です。申請者は、G町に土地を借り、仮設とび解体業を行なっています。事業拡大により、資材が増加していますが、長期間は貸せないと地主に言われ、資材置場を探していました。H町は現場にも近く立地条件も良く、社員の通勤負担や、土地の面積も最適なので申請しました。面接には代理人が来られました。会社の事業内容は、足場とび、解体を行なっています。ユニックス2台、2tダンプ、軽トラック1台を所有。年間売上は2億円、従業員は7名との事です。既存の資材置場は、1,078㎡です。土地の造成は行なわず草を刈り、碎石をしく。雨水は自然浸透、外灯は1基位、フェンスはまだ考えていないとの事です。周囲の農地へ影響も少ないと思われ、調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の59をご覧ください。申請地は群馬県畜産試験場の北側に道路を挟んで隣接し、宅地と、山林に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請法人は不動産の管理、太陽光発電事業など多角経営を行っており、申請地で太陽光発電を設置し、経営の拡張を図るため申請しました。現地調査のみで、周辺農地の確認を行いました。その結果、周囲農地への影響は少ないと思われるため、調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の65をご覧ください。申請地は、波志江スマートインター入口から北に約640mに位置し、北側、東側、南側は畑、西側は一級河川・神沢川の農振農用地内にある農地です。申請理由は、現在の耕作地を利用し、営農を続けながら太陽光による自然エネルギー再利用にて、新しい農業の展開を計画。面接には施工業者の方、貸人のアシスタントの方、榊栽培コンサルタントの方が来られました。現在所有の発電施設は28W188枚を2ヶ所。申請施設は、45Wパネル158枚、売電単価36円との事です。施設の回収に何年かかるか不明です。榊の販売先は未定で、収益見込みまで約7年かかるそうです。榊の単価は5本～6本で約150円、栽培は貸人の担当者約12名あたり、雨水は自然浸透、フェンスはなく、北側の農地への影響はパネルを日陰にならない間隔を取るとのことです。調査班としては周囲の農地への影響は少ないと思われ、許可相当と判断いたしました。

議長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

13番委員 整理番号61番、一時転用（露天資材置場・現場事務所）申請面積広いですが、必要ですか。

瀬戸補佐 下水道工事で、下水管かさばりますので、必要と判断いたしました。

10番委員 整理番号65番、現況はブルーベリーですか。

2班班長 ブルーベリーが作付けされています。

議長 暫時休憩とします。

(※休憩)

議長 再開します。他にご意見等ございませんか。

12番員 整理番号45番、地上権の使用料について確認。

高山副主幹 賃貸借プラスの地上権の使用料の説明、賃貸借の権利を守るための地上権です。

議長 整理番号37番、撤収費用とありますが。

2班班長 施設の設置費用の回収に7年かかるという事で、その中に撤収費用も含まれるとの説明でした。

会長 その他、ご意見等ございませんか。

9番委員 整理番号42番、売買価格について確認。

高山副主幹 金額の説明。

議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号５６番を保留とし、整理番号３７番から５５番、５７番から６７番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４８号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号５６番を保留とし、整理番号３７番から５５番、５７番から６７番までを許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。 次に、議案第４９号・下限面積の設定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（資料説明） 農地法第３条第２項第５号に係る別断の下限面積を前橋市内の区域全部について、一律４０ａとする旨の説明、スケジュール、告示方法等の説明。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第４９号について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第４９号・下限面積設定について、原案を承認いたします。 次に、議案第５０号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
内田副主幹	◇（議案書、順次、土地の状況、利用目的、面積を朗読、説明：農業振興係）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第５０号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。 次に、協議事項（１）平成３１年度市農業施策等に関する意見・要望の検討について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
井上主任	◇（資料説明：農業振興係） １番、認定農業者に対する支援について、２番、高齢農業者に対する支援について、３番、狭小農地対策については意見項目と、４番、農業用ハウスの償却資産課税について、５番、農業施設の課税標準の特例については意見項目としない、６番、野生鳥獣による被害対策について、７番、農業委員会事務局体制の充実については意見項目としない、８番、農業後継者への支援について。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
１２番委員	２番、６６歳以上とありますが。

井上主任	前橋市の農業経営者の平均が66歳です。市内で高低があり、高い地区は総社地区73歳、低い地区は上陽、宮城地区で約63歳です。
議 長	記載の文言でよいでしょうか。
19番委員	60歳からでよいのでは。長期間継続的に補助しても良いのでは。
6番委員	農業機械購入等の補助とありますが、あまり高齢の方も対象になると、機械事故等もあるのでは。
18番委員	認定農業者や法人等の中での購入の方がよいのでは。個々で誰でも対象になりますと予算も取れないと思う。
15番委員	認定農業者以外の頑張っている方々もたくさんいらっしゃいます。何か出来ればということでの意見、要望ですので、提出してもよいのでは。
議 長	皆さんいかがですか。
	賛成の声あり。
議 長	4番、詳細説明。
15番委員	8番、詳細説明
議 長	その他、ご意見等ございませんか。
	それでは、平成31年度市農業施設等に関する意見・要望の検討については、次回総会について審議し決定したいと思います。
	次に、35ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、
	○法第4条の届出書の受理状況 6件
	○法第5条の届出書の受理状況 25件
	○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 8件
	○現況証明交付状況 1件
	です。
議 長	報告事項（5）は、8月総会において許可とした法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。
議 長	以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。 (総会閉会午後4時27分)

+顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月7日

議 長

署名人

署名人